

(5 年 保 存)
F N o . - 05190203
崎 務 (人) 第 202 号
平 成 19 年 5 月 2 日

各 所 属 長 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の運用について（通達）
大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年長崎県条例第13号。以下「条例」という。）及び大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成19年長崎県規則第25号。以下「規則」という。）の運用については、下記のとおり行うこととしたので通達する。

記

1 条例の制定趣旨

本年2月定例県議会において、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成18年法律第70号）第12条第2項の規定に基づき、大学院等派遣研修（以下「研修」という。）の実施に要した費用の償還に関し必要な事項を定めた本件条例が制定された。

この条例の趣旨は、県職員の研修は本来、その成果を公務に活用することであることにかんがみ、県職員が研修中又は研修終了後早期に離職した場合には、県が支出した研修費用の全部又は一部を償還させようとするものである。

2 規則第2条（研修）関係

この条の「任命権者が定める研修」は、次に掲げる研修であって、規則第3条第2号に規定する大学院等の課程に在学してその課程を履修する研修として実施するものとする。

- (1) 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻（博士課程）
- (2) 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科医療科学専攻（博士課程）
- (3) その他本部長が定める研修

3 規則第3条（研修費用）関係

- (1) この条の第2号の「大学等」には、同号の大学等のために支払いを受ける者が含まれる。

(2) この条の第2号に該当する費用として、例えば、入学料、授業料、学籍登録料、学生保険料、施設使用料がある。

(3) この条の第3号の「教育施設」には、同号の教育施設のために支払いを受ける者が含まれる。

(4) この条の第3号に該当する費用としては、例えば、サマースクール受講料がある。

4 規則第5条(研修を命ずる職員に対して明示すべき事項)関係

(1) この条の第1項の規定による明示をする際には、大学院等の派遣研修費用の償還に関する制度及びその研修のために支出する予定である研修費用について説明するものとする。

(2) この条の第1項及び第2項の規定による明示は、別添様式第1号により行うものとする。

5 規則第6条(条例第3条第1項に該当する者に対する通知)関係

この条の規定による通知は、次に掲げる事項を記載して、別添様式第2号により行うものとする。

(1) 研修の名称及び期間

(2) 研修のために県が支出した研修費用の総額

(3) 条例第3条第1項各号のいずれに該当するかの別

(4) 条例第3条第1項第2号の職員としての在職期間(同号に該当する場合に限る。)

(5) 条例第3条第1項の規定により償還しなければならない金額

(6) その他必要な事項

6 規則第7条(条例第3条第1項第2号の規則で定める率)関係

この条に規定する率を用いて条例第3条第1項第2号の規定により償還しなければならない金額を計算するに際し、1円未満の端数を生じたときは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条第1項の規定に従い、端数を切り捨てることとする。

7 規則第13条(報告)関係

この条の規定による報告は、次に掲げる事項を記載して、別添様式第3号により行うものとする。

(1) 前年の4月1日に始まる年度内において実施した研修(当該年度の前年度から引き続き実施されているものを含む。)の名称及び当該研修を命ぜられた職員の数

(2) かつて研修を命ぜられた職員(条例の施行後に研修を命ぜられた職員に限

る。)のうち前年の4月1日に始まる年度内において離職又は死亡(以下「離職等」という。)した者に係る次の事項

ア 氏名

イ 離職等をした時に職員であったか否かの別

ウ 離職等をした時における役職又は職

エ 命ぜられた研修の名称

オ 命ぜられた研修の期間

カ 命ぜられた研修に係る規則第3条第2号に規定する大学等の名称及び専攻分野

キ 離職等をした年月日

ク 条例第4条第1号から第4号まで若しくは規則第12条各号のいずれかに該当する離職、これらに該当しない離職又は死亡の別

ケ 規則第7条第1項の職員としての在職期間の月数

コ 条例第3条第1項の規定により償還しなければならない金額

サ 償還の終了、未了の別

(3) その他必要な事項

8 報告

警察本部内各所属長は、研修を行う場合には事前に警務課人事係を経由して、警務部長へ報告すること。

9 事務担当

研修費用の償還に関し必要な事務は、警務課人事係及び会計課出納係において行う。

10 条例、規則等

本件条例、規則及び各様式については別添のとおりである。